

令和８年７月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和８年７月２３日（木）午後２時００分から午後２時３４分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館６階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

篠原智文、石山貴子、土屋由起子

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育総務課長 牟田茂典、教育施設課長 廣嶋幸喜、学校教育課長 松竹寿郎、学校支援課長 森徳雄、学校給食課長 伊藤重継、生涯学習文化財課係長 美浦雄二、近代図書館長 岡田和幸、教育施設課係長 竹下忠臣、教育総務課係長 山崎恵子、教育総務課主査 宮口由佳

4 議 題

(1) 議案

議案第２９号 唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程制定について

【原案どおり可決】

議案第３０号 旧田野小学校プールの用途廃止について

【原案どおり可決】

議案第３１号 旧唐津市肥前学校給食センターの用途廃止について

【原案どおり可決】

議案第３２号 令和９年度使用教科用図書（一般図書）の採択について

【原案どおり可決】

※非公開（教育の観点から使用の可否を決定するものであり、その過程を公にすることで事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため）

(2) 協議事項

唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・ 共催及び後援について
- ・ 教育委員会行事予定

③ その他

【定例会】

午後 2 時 0 0 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として土屋委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入りますが、まず、会議の非公開についてお諮りします。

議案第 32 号については、教育の観点から使用の可否を決定するものであり、その過程を公にすることで、事業者の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、この件については非公開といたします。

では、議事に入ります。

議案第 29 号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第 1 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 29 号 唐津市教育委員会広報事務取扱規程の一部を改正する規程制定について御説明いたします。

本議案は、小・中学校からの報道機関への情報提供の迅速化、事務の効率化を図るため、改正を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。

規程案の概要でございます。

改正の内容でございますが、学校教育課が行う報道機関への情報提供のうち、小・中学校が行うイベント、行事等に関するものについて、これまで総合政策部広聴広報課へ原稿及び資料を提出し、広聴広報課のチェックを受けた後に報道機関へ情報提供していたものを、広聴広報課を通さず、報道機関へ直接情報提供するよう変更し、迅速化と事務の効率化を図ります。

施行期日は令和 8 年 8 月 1 日からでございます。

なお、3 ページに改正規程案、4 ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第29号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

趣旨の中で広聴広報課を通さずということで、広報主任を各課庶務の係長がされるように書いてありますが、学校が係長に連絡することになると思うんですが、その係長というのは、それぞれ課があるわけですが、どの係長とかいう限定はあるんですか。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

学校の組織上の位置づけが学校教育課の配下になっておりまして、学校が行いますいろんな広報、プレスリリース等については、学校教育課から報道機関へ投げ込みという形で行うことになりまして、篠原委員がおっしゃった、ここでの広報主任は、学校教育課の係長が広報主任ということになっております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

現在、年間に何十件というプレスリリースが学校から出てきておりますが、それを担当が受け取って、担当がチェックしています。さらに係長がチェックして広聴広報課に出してというような手続きを取っているんですけども、学校教育課の担当も係長もスキルが上がっているんで、ほぼプレスに出すときの課題については気がついていて、十分力を持っているというふうに思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第 29 号については御承認をいただきました。

議案第 30 号について、事務局お願いします。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

教育施設課です。議案集第 1 の 8 ページをお願いいたします。

議案第 30 号 旧田野小学校プールの用途廃止についてでございます。

提案理由ですが、令和 6 年 3 月 31 日付で閉校いたしました旧田野小学校のプール施設につきまして、解体工事の実施に伴い、用途廃止を行うものでございます。

9 ページを御覧ください。

用途廃止をする物件の概要でございます。

用途廃止を行うプール設備は、プール本体と附属する建物の機械室、更衣室及び便所となっております。

10 ページには位置図を記載しております。

11 ページに、航空写真に赤枠で物件の位置を示しております。

12 ページには現況写真を添付しております。

13 ページから 14 ページは建物台帳でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（栗原宣康君）

議案第 30 号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第 30 号については御承認をいただきました。

議案第 31 号について、事務局お願いします。

○学校給食課長（伊藤重継君）

学校給食課です。議案集第 1 の 15 ページをお願いいたします。

議案第 31 号 旧唐津市肥前学校給食センターの用途廃止について御説明いたします。

本議案は、唐津市西部学校給食センターの設置に伴いまして、令和 5 年 7 月 24 日に廃止した旧唐津市肥前学校給食センターにつきまして本年度解体工事

を行いますので、用途廃止を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

用途廃止いたします建物の概要でございます。

所在地は肥前中学校の敷地内でございます。

解体する建物は給食センター、車庫、浄化槽、これが昭和52年度に建築されておりまして、それと平成19年度に給食センターの2階部分に会議室と休憩室を増築しておりまして、その部分も解体を行います。

17ページに地図を添付しております。

解体する建物は赤枠で表示をしております。

18ページに現況写真、19ページに建物台帳を添付いたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第31号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（土屋由起子君）

給食センターのことで、解体された後はどのような状態になるのでしょうか。

○学校給食課長（伊藤重継君）

解体した後は、正式にどんなもので使うかというのは決めていないんですけれども、今のところは更地にして、バラス敷きにして、学校のほうの駐車場とか、そういったところで活用したいということを学校とは話をしています。現在はそのような状況です。

以上です。

○教育委員（土屋由起子君）

ありがとうございます。

○教育長（栗原宣康君）

学校の右側の職員室のそばに少し駐車場があるんですけれども、ちょっと幅が狭いので、給食センターのところに駐車場ができたらかなり都合がいいかなという気がしますね、広さがある程度ありますから。

ほかにございませんか。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第31号については御承認をいただきました。

続いて、協議事項に入ります。

唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について、事務局お願いします。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

教育施設課です。議案集第1の21ページをお願いいたします。

方針の策定の目的でございますが、小学校に設置されております屋外遊具につきまして、令和7年度に実施しました遊具の点検結果を踏まえまして、改修を行うための基本的な考え方を整理し、整備方針の策定を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

対象施設といたしましては、唐津市立小学校の屋外遊具を対象といたします。

遊具の総数は、小学校28校の263遊具でございます。

次に、健全度を把握するための点検調査結果の概要でございます。

遊具の点検につきましては、令和7年度に遊具の安全に関する規準に基づきまして点検を行っております。点検結果について、劣化状況と危険度を表すハザードレベルの状況によりまして総合判定を行い、整理を行っております。

次に、遊具の点検結果でございますが、27ページのほうに学校別の点検結果表を添付しております。

また、28ページから35ページまではそれぞれの遊具の点検結果を一覧として載せております。

この263の遊具のうち使用可の判定が、27ページの下段、中欄の真ん中ほどになりますが、164施設で、使用不可と判定された施設が99の施設となっております。

続きまして、また25ページに戻りますが、遊具の整備方針でございますが、25ページから26ページに遊具整備の優先順位を5段階に分けて記載しております。

整備の優先順位につきましては、まず総合判定が使用不可のDと判定されたもの及び使用不可のC-3のものから整備を行いまして、完了後に使用可のうちの一番最低のレベルであるC-2の遊具の改修を行うこととしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

屋外遊具整備方針の策定について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

市内の小学校に263も遊具があるということで、それをきちんと確認、全体を把握されて、今後の改修計画に生かすということで、素晴らしい計画であるなと思いました。

ただ、ちょっと不思議に思ったのが、50%以上使用不可ということで、離島とか海岸に近いところの使用不可の割合が高いところはよく分かるんですが、潮風の影響はそこまでないだろうと思われる平原とか相知小が80とか78%ぐらいですね、これは非常に高い率になっていますが、その原因は何ですかね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

今回の判定の結果といたしまして、27ページの表の右から2番目の基礎露出対応で使用可能になる遊具数というのが合計で33施設あるんですけども、遊具のそれぞれの支柱の基礎部分が地面に露出している、こういった場合、転倒によって頭を打ってしまう危険があるというようなことで、基礎が露出しているようなものは使用不可の判定となっております。これにつきましては、今後、泥を盛るか、例えば、基礎部分に軟らかいゴムマットを敷くなどの対応をすれば使用可能になるということで、これが使用可能になる遊具数33となっております。

あと、ジャングルジムなどの骨組みですけども、その骨組みがクロスして組んであるんですが、出っ張り部分が長くて、引っかかってしまう危険があるというようなものも使用不可となっております。

また、雲梯などの上っていくところのはしご部分といいますか、その隙間が狭い、ちょっと広いと頭が挟まってしまうというような部分についても使用不可の判定となっております。地域の環境による劣化状況、錆びている部分で穴が空いているというようなものも使用不可の判定にはなるんですが、多くの使用不可と判定されているものは今言いました3つ、露出しているとか、狭いとか、出っ張りがあって引っかかってしまう、そういったような要因で使用不可となっているものがございます。

○教育委員（篠原智文君）

最初に言われた基礎の部分の露出というのは、工事の仕方によってということですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

従来の工事では、埋めてしまうと水が溜まって根元とかが腐食してしまうというようなことで、基礎部分がフラットになっていたり、そのまま出ているものもあるんですが、支柱のところに水切りのためにコンクリートをちょっと盛ったような基礎もあります。そういった部分も使用不可の判定となっております。

○教育部長（中山 誠君）

施工の誤りとかミスではないです。要は考え方の違いです。篠原委員も御存じのことだと思いますが、先ほど廣嶋課長が申し上げましたとおり、昔はほとんど鉄なので、鉄部分をそのまま泥に、要は異物と接触するのが一番腐食の原因になりますので、直接泥にそのまま刺さっているように見える基礎というのは、そういうことはわざとやっていなかったと思われます。要は基礎を上げて、盛り上げて、鉄じゃなくてコンクリートが土に接地すると、それが現在の基準では駄目という判断になっています。

○教育委員（篠原智文君）

駄目というのは、どこが駄目なんですか。

○教育部長（中山 誠君）

基礎、コンクリート、地上に出ているのが駄目と。

○教育委員（篠原智文君）

それが認められないということなんですか。

○教育部長（中山 誠君）

そうです。それが危険という判断です。

○教育委員（篠原智文君）

危険。

○教育部長（中山 誠君）

はい。転んで頭をコンクリートに打つ危険性があると。業者としては、当時はそのまま鉄部分が地面に直接接地しておると腐食することが懸念されていた

と言われていました。実際接地しているところから腐食が進んでいくケースも多々あるんですけど、それが現在の基準では駄目だと。

ですので、土を盛ったりとか、あるいは、出っ張った基礎部分、わざとしてあるので大体捨てコンみたいな感じで構造的に不要な部分ではあるんですが、それをブレーカーで壊していくということです。要はコンクリートを露出させない、あるいは露出したコンクリートを破壊する、撤去するということです。

○教育委員（篠原智文君）

その駄目というのは、やっぱり事故が起こったということなんですかね。

○教育部長（中山 誠君）

そこら辺までは分かりませんが、基準が今そうなっているということです。

○教育委員（篠原智文君）

基準はどこが作っているんですか。

○教育部長（中山 誠君）

基準は J I S 規格かな、日本公園協会かな。

○教育委員（篠原智文君）

全国の遊具ですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

J P F A - S P - S : 2 0 2 4 という、定めたものがあって、全国的に公園の遊具はこれに基づいて点検をやっていくということです。

○教育委員（篠原智文君）

途中で変わったから、屋外遊具としては使用不可になったということですね。

○教育部長（中山 誠君）

要は建築基準法とかも途中で改定されると、それまではよかったことが駄目になる。委員おっしゃったとおり、何かあったというのが恐らく理由だとは思いますが、基準というのも法と同じく考え方が変わっていくということだと思います。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにありませんか。

○教育委員（石山貴子君）

令和7年度に実施したということですがけれども、学校の屋外遊具のその多くが学校建設時に設置されておりということで、随分使用不可が多いので、放置されていたんだなという感じがするんですけれども、その前に点検などはあったんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

令和7年度以前は、特に目視による安全かどうかという日常点検とかは学校ごとでやっておられたと思うんですね。教育施設課のほうでも年に数回見回り確認などやっていたと思うんですけど、今回のような基準に沿って点検をしたのは令和7年度が初めてだと思います。

○教育委員（石山貴子君）

それで、こういう数値になったということですよ。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにないですか。

現状では、このDとC-3に該当するものはロープでくくられているか、使用不可になっているんですね、今。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

それが、37%の遊具がそうであるというわけですよ。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。それで、右側の基礎の部分に対応すれば使えるのが33出てきて、それをやると使用不可が25%ぐらいにはなります。

○教育長（栗原宣康君）

それでも25%あるわけね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

中には撤去を推奨するというような判定結果の遊具もあります。

○教育委員（篠原智文君）

Dがそれですね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

そうですね。

○教育委員（篠原智文君）

予算を組まないと、使用不可の率が高いですね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

そうですね。

○教育委員（篠原智文君）

子どもたちが遊べない。

○教育部長（中山 誠君）

廣嶋課長、対応を幾らかしとったよね。それも反映しているとかな。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

これはまだ反映していないです。

○教育長（栗原宣康君）

今年度の対応は。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

昨年度、幾つか基礎部分をブレーカーで削ったとかいうのはあるみたいなんですけど、今、この表に現れているのは、点検結果をそのまま載せているので、幾つか基礎部分の改修をやったという遊具はあります。

○教育長（栗原宣康君）

この点検結果はいつ。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

令和7年度の点検結果ですね。

○教育長（栗原宣康君）

令和7年度の点検結果ということはここに上がるとるかな。この中どこかに。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

策定の資料の中にですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

まず、24ページの3の健全度を把握するための点検調査結果の概要ということで、遊具の健全度の把握については令和7年度に実施したと書いております。

○教育長（栗原宣康君）

大体その年度が終わって、全部したときの整理がついたものがこういった資料に出てくるけれど、実際は今この時点で、この教育委員会で話しているんやったら、今月に入って、今年修正したものをここに修正を加えてあげなければ、外部から見ている人たちからすると、ここの文章の途中に令和7年度と書かれたって気づきはしないで、現状がこうであるという頭の下に話合いがなされるような気がして、今年対応を実施されていて、この7月時点で教育委員会に出すんだったら、7月のデータにここは改めるべきではないか、そういう出し方がよいかなと。これはどこの課も気をつけないといかんことですが、何年度でと僕たちが書いとしても、この教育委員会、この月に出てきたら、外部の人が見たら今こうなったというふうに言われていくので。

○教育部長（中山 誠君）

少なくとも令和7年度末とか8年度当初の数値に引き直す必要がありますよね。現時点では非常に難しい。

○教育長（栗原宣康君）

ちょっと距離感があるたいね。何%ぐらいできているのかはちょっと分からないけど。

○教育部長（中山 誠君）

要は、できるものは点検後すぐに対応しているんですけども。

○教育長（栗原宣康君）

それがまた大事なことやっけんですね、そういうことでお願いします。

ほかはございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、報告事項に入ります。

まず、教育長報告です。2つ挙げております。

3日に県・市町教育委員会連合会の定期総会、御参加もありがとうございました。島先生の運動部活動地域展開についての講話をいただきました。

16日、1学期最後の学校訪問、湊中を訪問させていただきました。

これまで10校、1学期のうち、ちょうど今年度計画の半分が終了いたしましたけど、各委員さんには大変お忙しい中、御参加もありがとうございました。また2学期、10月19日から、議会が終わってから再開いたしますけど、残り10校に参りますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、各課報告事項です。

共催及び後援について、教育総務課お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の36ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催3件、後援7件の合計10件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

行事予定についてお願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の37ページをお願いいたします。

令和8年7月24日金曜日から8月25日火曜日までの主な行事予定でございます。

7月24日金曜日、佐賀県人権・同和教育研究会協議会第2回幹事・事務局研修会。

8月2日日曜日、第19回唐津市民種目別スポーツ大会表彰式。

8月17日月曜日、佐賀県市町教育委員会連合会第2回役員会は教育長と篠原委員が出席でございます。

8月21日金曜日、西部地区市町教育委員会連合会研修会は教育長と教育委員の皆様全員が御出席の予定でございます。

8月24日月曜日、県・市町教育長意見交換会。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認いた

だきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

8月21日の西部地区市町教育委員会連合会の研修会ですけど、ここでは修正前の武雄アジア大学となっていますけれども嬉野市のリバティに変わりましたので、さっき通知が来ましてこの修正が間に合っておりませんが、よろしくお願いいたします。

その他、報告事項はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、次回の定例教育委員会は、木曜日ではございませんけれども、水曜日の開催となります。8月26日水曜日14時から、場所は大手口別館6階、この会議室でさせていただこうと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、水曜日に開催いたします。

これで公開の審議は終了いたしました。

【非公開審議】

- ・議案第32号 令和9年度使用教科用図書（一般図書）の採択について
学校教育課長が説明した。

議案第32号は原案通り可決された。

○教育長（栗原宣康君）

本日の議事の全てを終了しました。

これをもちまして7月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。